

人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査に関する規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第3章 研究者等の責務</p> <p>(審査申請)</p> <p>第4条 研究責任者は、第2条に規定する研究を行おうとするときは、あらかじめ研究倫理審査申請書及び研究計画書等審査に必要な書類を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 (削除)</p> <p>2 研究責任者は、承認された研究の計画を変更するときは、あらかじめ変更内容について審査を受けなければならない。</p> <p>(附則)</p> <p>本規程は、平成26年9月21日から施行する。</p> <p>本規程は、平成30年3月22日から施行する。</p> <p>令和3年3月23日倫理指針統合に伴い、「人を対象とする医学・薬学系研究倫理審査に関する規程」より名称変更し、令和3年10月14日改訂。本規程は、令和3年10月14日から施行する。</p> <p>令和4年3月10日倫理指針一部改正に伴い、令和4年9月1日一部改訂。本規程は、令和4年9月1日から施行する。</p> <p>令和5年3月27日倫理指針一部改正に伴い、令和5年7月1日一部改訂。本規程は、令和4年7月1日から施行する。</p> <p><u>令和8年7月1日一部改訂。本規程は、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 研究者等の責務</p> <p>(審査申請)</p> <p>第4条 研究責任者は、第1条に規定する研究を行おうとするときは、あらかじめ研究倫理審査申請書及び研究計画書等審査に必要な書類を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 研究責任者は、複数年度で研究を実施する場合は、研究年度ごとに申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 (新設)</p> <p>(附則)</p> <p>本規程は、平成26年9月21日から施行する。</p> <p>本規程は、平成30年3月22日から施行する。</p> <p>令和3年3月23日倫理指針統合に伴い、「人を対象とする医学・薬学系研究倫理審査に関する規程」より名称変更し、令和3年10月14日改訂。本規程は、令和3年10月14日から施行する。</p> <p>令和4年3月10日倫理指針一部改正に伴い、令和4年9月1日一部改訂。本規程は、令和4年9月1日から施行する。</p> <p>令和5年3月27日倫理指針一部改正に伴い、令和5年7月1日一部改訂。本規程は、令和4年7月1日から施行する。</p>	<p>(修正)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追記)</p>